

令和8年度デジタル化普及啓発事業委託業務

提案依頼書

令和8年2月25日

高知県商工労働部産業デジタル化推進課

目 次

1	本業務の内容	1
2	事業の目的	1
3	委託期間	1
4	委託業務の内容	1
	(1) スケジュール	1
	(2) 表彰について	1
	ア 概要	1
	イ 表彰の種類	2
	(3) 応募促進に向けた広報	2
	(4) 表彰イベントの広報及び企画・運営	2
	ア 表彰イベント概要	2
	イ 受賞者の周知及び集客に向けた広報	3
	ウ ホームページの更新	3
	エ 表彰イベントの企画・運営	3
	オ 表彰イベントの動画編集	3
	カ 受賞者との連絡調整、出席者管理及び審査委員への謝金支払	3
	(5) 取組事例の横展開に向けた広報	3
	ア ホームページの更新	3
	イ 新聞広告の掲載（デザインのみ）	3
	ウ 事例集の作成	3
	エ PR 動画作成（奨励賞を除いた受賞者のみ）	4
	オ その他広報施策の提案	4
	(6) 業務完了報告	4
	(7) その他	4
5	守秘義務	4
6	参考情報	5

1 本業務の内容

県内事業者の優良なデジタル化の取組及びデジタル化に貢献する製品・サービスを表彰し、それらの事例を広く発信するデジタル化普及啓発事業（こうちデジ活アワード2026）を実施する。

2 事業の目的

少子高齢化の進展による人口減少等により労働力人口が減少する中、企業が今後も持続的に発展し成長を維持していくためには、デジタル技術の活用等による生産性の向上や効果的なマーケティングが重要となっている。

こうした中、県内事業者における先進的なデジタル化やDXの取組及び優れたデジタル製品やサービスを「こうちデジ活アワード」として表彰することで、地域を牽引する優良なモデル事例を広く発信し、デジタル化に取り組む事業者のすそ野の拡大や県内情報通信産業の振興につなげていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 委託業務の内容

本委託業務における業務は以下とおり。

- ・ 応募促進に向けた広報
- ・ 表彰イベントの広報及び企画・運営
- ・ 取組事例の横展開に向けた広報

(1) スケジュール

スケジュールは下表を目安とするが、より高い効果が期待できる場合は独自の提案を妨げない。ただし、表彰イベントについては、10月中旬から下旬までの期間内に実施することを必須の要件とする。

内容	予定時期	令和7年度実績
応募促進に向けた広報	5月下旬～8月上旬	5月20日～8月1日
応募開始～終了	6月上旬～9月中旬	6月9日～9月12日
審査・選定	9月中旬～10月上旬	9月12日～10月6日
表彰イベント開催	10月中旬～10月下旬	10月27日
取組事例広報物作成・広報	10月下旬～3月上旬	同左

(2) 表彰について

ア 概要

- ・ 応募対象は、高知県内の民間事業者（個人事業主や会社法人以外の法人、企業組合等の団体も含む）とする。事業者の参加費は無料。
- ・ 応募は1事業者につき1回までとする。ただし自組織で実施した複数のデジタル化の取組事例をまとめてエントリーすることは可能。
- ・ 対象となる取組は、デジタル化により実現した生産性向上の取組や、デジタル技術を活用した製品・サービス開発等とする。過年度に実現した取組や製品・サービスでも、応募現在において継続中のものであれば対象とする。
- ・ 審査は、事務局審査（県）で選出した上位者について、審査委員（5名）の合議により各賞を決定する審査会により実施する。なお、審査会の実施および受賞者の選定までの一連の業務は、本委託業務の対象外とする。
- ・ 県内へ取組事例を広く周知するため、取組内容の各種広報物への掲載のほか、県や事務局（受託事業者）が行う取材等への協力を応募の前提条件とする。

¹ 令和7年中小企業・小規模企業版県政世論調査結果による。概要はP5の参考情報を参照。

- ・ その他、事業の実施に必要な詳細事項は、県と協議のうえ決定するものとする。また上記に定めのない事項であっても、事業を円滑に遂行し、事業効果を最大化するために必要な提案があれば提示すること。

イ 表彰の種類

以下に掲げる部門ごとに、特に優秀と認められた事業者に対してグランプリ1者、優秀と認められた事業者に対して準グランプリ1者、奨励に値すると認められた事業者に対して奨励賞若干数をそれぞれ授与する。なお、受賞者数は応募状況などにより変更することがある。

▶ デジタルイノベーション部門（仮称）

デジタル化の取組により、自組織の生産性向上や売上・利益の増加等の経済的な成果及び組織改革を実現する等の成果をあげた事例

▶ 小規模事業者部門（仮称）

小規模事業者において、デジタル化の取組により、自組織の生産性向上や売上・利益の増加等の経済的な成果及び組織改革を実現する等の成果をあげた事例

▶ ソリューション部門（仮称）

デジタル技術を活用して革新的な製品やサービスを開発・実用化して地域課題の解決への寄与や、県内事業者の生産性向上や競争力強化に貢献している優れた事例。

(3) 応募促進に向けた広報

「こうちデジ活アワード」の実施にかかる情報を広く発信し、本事業の認知度を高め、県内の先行モデルとして自組織の取組や製品・サービスが周知される利点を効果的に提示する。さらに、業種や規模を問わず多様な事業者が「自組織も対象である」と期待を抱くような戦略的な広報を展開すること。

ア ホームページの更新

応募促進を目的として、既存の公式サイト「こうちデジ活アワード(<https://kochi-dka.com/>)」内に専用の特設ページを設けること。なお、本サイトはWordPressにより制作されており、サイト更新の際に必要なアカウントは県が発行する。なお、エントリーフォームは県にて準備する。

イ 広報チラシの作成

募集に向けた広報チラシを作成し、県に納品すること。仕様は下記のとおり。

A4、両面カラー、マット紙90kg、6,000枚、高知県内の印刷会社を使用すること

ウ その他、応募促進に向けた広報

県内事業者の特性に応じた効果的な広報媒体の選定や、応募意欲を高める具体的なプロモーション施策について、実効性の高い具体的な提案を求める。

(4) 表彰イベントの広報及び企画・運営

表彰イベントの広報及び企画・運営を行う。県内事業者が当該イベントに関心を持つよう促し、「こうちデジ活アワード」受賞者の周知や表彰イベントへの集客を図るため、開催情報などを効果的に発信すること。

ア 表彰イベント概要

(3)の受賞者を表彰し、取組事例を発表する表彰イベントを開催する。

【日程】令和8年10月中旬から下旬までの間

【会場】高知市内の100名程度の定員規模のものとし、確保に必要な経費を見積りに計上すること。

【内容】授賞式及び受賞事業者の取組発表（取組発表は奨励賞を除く。）

【参加形態】一般観覧を行うものとし、オンライン同時配信も併せて行う。

【受賞特典】賞金、賞状、トロフィー（奨励賞は除く）

イ 受賞者の周知及び集客に向けた広報

表彰イベントの開催や「こうちデジ活アワード」の受賞者を広く周知し、イベント当日の集客及び「こうちデジ活アワード」の認知度向上につなげるための効果的な広報活動を展開すること。基本的な周知手法に留まらず、県内事業者の特性に応じた独自の周知方法や創意工夫あるプロモーションなど、広報の効果を最大化させるための具体的な施策について幅広い提案を求める。

ウ ホームページの更新

「こうちデジ活アワード」受賞者の周知や表彰イベントへの集客を目的として、既存の公式サイト「こうちデジ活アワード(<https://kochi-dka.com/>)」内に専用の特設ページを設けること。

エ 表彰イベントの企画・運営

- ・表彰イベントの内容は、「①賞状・記念品授与」「②受賞者の取組発表（奨励賞を除く）」「③審査員からの講評」を想定している。このほか、広報やイベント運営上の観点から必要な企画があれば提案すること。
- ・本イベントの様態を撮影し、オンラインによる同時配信を実施すること。当日の配信は、高知県産業デジタル化推進課のYouTubeチャンネルを用いて行うことを想定している。
- ・表彰イベント当日の運営に必要な資材、物品、スタッフなどを準備すること。最低限必要な資材・物品は下記のとおり。その他、イベントの実施に必要なことがあれば見積りに計上すること。
 - 音響資材
 - タイトルサイン（バックパネルなど）
 - 受賞者用記念品（トロフィー、賞状、賞金目録）
受賞者には賞金を支払う。合計100万円を見積りに計上すること。表彰者それぞれの配分は別途県から指定する。併せて、受賞者にはトロフィー（奨励賞を除く）、賞状、賞金目録を準備すること。
 - 授賞式に必要な物品（赤／白胸章他）

オ 表彰イベントの動画編集

表彰イベントの配信動画を編集し、電子ファイルを県に納品すること（動画は産業デジタル化推進課のYouTubeチャンネルへの掲載を想定）。

カ 受賞者との連絡調整、出席者管理及び審査委員への謝金支払

受賞者に対するイベントへの出欠確認及び取組発表に関する事前調整を行うこと。あわせて、一般出席者の申込受付、出席者情報の管理、名簿作成等の一連の事務を実施すること。

また、県が別途指定する審査委員3名（審査委員5名のうち2名は行政関係者から選出するため謝金は不要）の謝金として12万円を見積りに計上すること。

(5) 取組事例の横展開に向けた広報

県内事業者のデジタル化に向けた意識を啓発するため、受賞者の取組事例を周知する各種広報物を制作する。詳細は後述の仕様を確認すること。あわせて、これらに限定せず優良事例を県内事業者へ広く横展開するために有効な施策があれば、独自のアイデアを積極的に提案すること。

ア ホームページの更新

既存の公式サイト「こうちデジ活アワード(<https://kochi-dka.com/>)」内に受賞者の取組を紹介するための専用ページを設けること。

イ 新聞広告の掲載（デザインのみ）

表彰者及びその取り組みの概略を紹介する新聞広告を掲載する（高知新聞全15段カラー）。新聞社への広告掲載料は別途県で負担するため、デザインにかかる費用のみ見積りに計上すること。

ウ 事例集の作成

受賞者を取材のうえ、取組事例をまとめた冊子を作成し、県に納品すること。仕様は下記のとおり。

- A4、24P 程度、フルカラー、両面、表紙マット紙 135kg、本文マット紙 110kg、1,000 部
- 紙面の構成は受託事業者と県の協議にて決定する。
- 高知県内の印刷会社を使用すること。

エ PR 動画作成（奨励賞を除いた受賞者のみ）

受賞者を取材（再掲）のうえ、取組事例を紹介する動画（1～数分程度）を作成する。電子ファイルで県に納品すること。

オ その他広報施策の提案

前掲の項目に留まらず、本事業の目的をより高い水準で達成するための独創的な工夫や付加価値を高める施策を提案すること。

(6) 業務完了報告

事業期間内に次に掲げる書類を県に提出すること。

ア 応募促進に向けた広報で実施した事業の概要が分かる報告書

イ 表彰イベントの広報で実施した事業の概要が分かる報告書及び表彰イベント当日の実施報告書

ウ 取組事例の横展開に向けた広報で実施した事業の概要が分かる報告書

エ 広報物等の制作物を一覧した書類と、各制作物の電子ファイル

オ その他、県の指示するもの

(7) その他

- ・ やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- ・ 委託業務の内容全般に関して、受託先決定後、受託者と県担当者との間で打合せを行い、調整を図ること。要改善項目が明確になった場合、又は仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上で定めるものとする。
- ・ 契約期間中の事業実施時及び事前打合せ、事後報告等打合せに係る受託者の交通費、資料印刷費、会場費、書籍費等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て契約金額に含めること。
- ・ 成果品のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者である県に帰属するものとする。受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

5 守秘義務

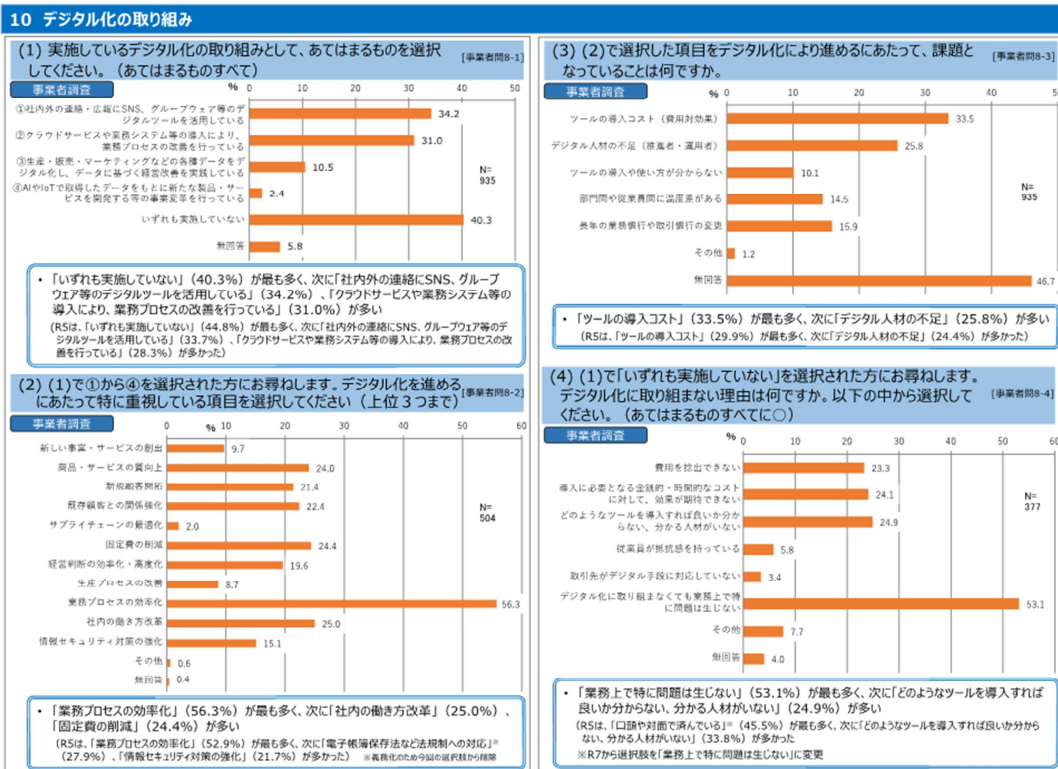
本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしてはならない。インターネット上で情報共有やコミュニケーションを行う際には、共有範囲（その情報が必要な関係者に限る等）や共有方法（アクセス認証を設定する等）に、特に留意することとする。

6 参考情報

県が実施しているデジタル化に関する調査や、支援事例は下記のとおり。必要に応じて提案の参考にしてください。

<令和7年中小企業・小規模企業版県政世論調査結果>

県内事業者のデジタル化の状況等について調査を行っている。以下、概要資料の抜粋を掲載。



URL : https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025110700020/file_contents/file_20251119384351_1.pdf

< (公財) 高知県産業振興センター デジタル技術導入事例 >

同センターが支援を行った県内事業者のデジタル技術導入事例を紹介している。

デジタル技術導入事例のご紹介

～業務をより快適 & スマートに～

人口減少が進み、付加価値や労働生産性向上の必要性が高まる今、企業の経営課題に対してデジタル技術を活用することが非常に重要になっています。自社の課題解決のためにデジタル技術を活用した県内企業の取り組みやその成果等についてご紹介します。

公益財団法人高知県産業振興センター

URL : https://joho-kochi.or.jp/digital/kochi_digitaljirei.php

<DX推進ハンドブック（高知県中小企業デジタル化促進モデル事業事例集）>
モデル選定された県内5社の取組事例などを掲載したハンドブック



URL:<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022042000013/>